

奈良市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市資産への広告掲載は、民間事業者等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の印刷物

イ 市のホームページ

ジウ 市の財産

エ その他広告掲載が可能な資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 部局長 市長部局の部長、会計管理者、消防長、教育委員会事務局の部長、選挙管理委員会事務局長、公平委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び議会事務局長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第4条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(8) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(10) その他広告掲載の対象として適切でないと市長が認めるもの

3 広告掲載に係る事業者及び業種、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、当該広告媒体の主管部局長が別途定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、広告掲載の位置等は、当該広告媒体の主管部局長が別途定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法は、当該広告媒体の主管部局長がその性質に応じて別途定める。

(広告掲載の付記事項)

第8条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にし、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属その他の事項を注記するものとする。

(審査機関)

第9条 広告掲載についての審査等を実施するため、奈良市広告審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会の委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 審査会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総合政策部長
 - (2) 観光経済部長
 - (3) 審査の対象となる広告媒体を主管する部の長、審査する内容に関連する部の長等委員長が特に必要と認める者
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第10条 審査会の会議は、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたとときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、審査の対象となる広告媒体の主管課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたとときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。